

五	四	三	二	一	行	平	省	○
方 募 法 入 決 定 の	發 行 方 法	用 等 法 項 の 適	振 替 及 び そ	發 律 及 根 拠	號 稱 及 び 記	名 稱 及 び 記	利 債 付 回 利 債 券	財 務 大 臣

さ各札じるる利振の以律社条九特回二三年三第二百十利
 い申に。数利回替適下(平成十三年法律第七十五号)債第年別一回四十(第一回二百七十三付
 も込よを值回り機用「平成十三年法律第七十五号」債第年別一回四十(第一回二百七十三付
 のみる競をり格関を振株項律計第二回及八十回、庫
 かの発争いに差は受式第ニ及八十回、庫
 らう行にう応へ日け法等の振替二回及六十回、庫
 そち付。募第本るの利し次し十銀も応回て号た七行の
 の利回り行に者号とと
 募り額格わおがにすし
 を差れい加規る、の順の
 次の順の小入同すすの定

き各札じるる利振の以律社条九特回二三年三第二百十利
 い申に。数利回替適下(平成十三年法律第七十五号)債第年別一回四十(第一回二百七十三付
 も込よを值回り機用「平成十三年法律第七十五号」債第年別一回四十(第一回二百七十三付
 のみる競をり格関を振株項律計第二回及八十回、庫
 かの発争いに差は受式第ニ及八十回、庫
 らう行にう応へ日け法等の振替二回及六十回、庫
 そち付。募第本るの利し次し十銀も応回て号た七行の
 の利回り行に者号とと
 募り額格わおがにすし
 を差れい加規る、の順の
 次の順の小入同すすの定

社債第年別一回四十(第一回二百七十三付)、四百七十回国債第年別一回四十(第一回二百七十三付)、四百七十回国債第年別一回四十(第一回二百七十三付)、四百七十回国債第年別一回四十(第一回二百七十三付)、四百七十回国債第年別一回四十(第一回二百七十三付)、四百七十回国債第年別一回四十(第一回二百七十三付)

財務大臣 与謝野馨

行省令第十三十号
 平成二十一年二月二十六日
 条件等を第一次のとおり告示する。第五条第十一号
 平成三十号
 平成二十一年二月二月十八日
 条件等に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示第
 第七十一号)
 に施行したる。第一項の規定に基づき、大蔵省告示する。

十
十
三
二

の 経 利
 払 過
 返 利
 み 子 率

(+) (別
式は
む十
も号に
のによ
と規
するす
する。
期た加
日金えを
に額、受
払を次
い第のた
込二算者
行
債
額
の債
利の第
の率前
十經
利回り
+募入利
回り格差
×残存年
数) ×残
存年数
100 + 表面利
率 × 残存年
数
100 + $\left(\frac{表面利率 \times 残存年数}{第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差} \right) \times 残存年数$

行
債
額
の債
利の第
の率前
十經
利回り
+募入利
回り格差
×残存年
数) ×残
存年数
100 + 表面利
率 × 残存年
数
100 + $\left(\frac{表面利率 \times 残存年数}{第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差} \right) \times 残存年数$

365

十
十
一
發
行
行
價
格
日

九
八
七
六
振
替
單
位

最
低
額
面
金
額

払
込
金
額

出百發平す額の振
し円行成るの記替
たに對二。整載法
金つ象十數又の規
額きき國一倍は規
、債一年記定
次ご二金錄に
のと月額はよ
算に十に、る
式、八最振
に額日低替
より金も額口
算額面座金簿

五万千額割
万四五内面
円千百訳金額
円七別で
十二表千。
億四
六と百
千九
九り十
百九
九十一
億円

十
十
七
六
五

各 準 入 債 債
發 と 札 還 還
行 す の 金 期
對 る 基 額 限

店本平額（
頭証成面別
売券二金表
買業十額の
參協一百と
考会年円お
統が二にり
計発月つ）
値表十き
表し三百
にた日円
掲公付
載社で
さ債日

十
四

利
利
子

各發行對象國債の額面金額／100×各
2

す日日う算と發第 (二)
るにに。式し行十控得は出に住時額金にの口るに
期支當たに、對号除税外しは者にへ額よに座も係發
日払ただよ各象にすの國た、又おたにりつにのる行
にうるしり支國規る稅法金前はいだ百算い記と所時
つへと、算払債定こ率人額記外てし分出て載し得に
い次き支出期のすとをがに(一)國取、のしは又て稅お
て号は払しに支るが乗適當の法得当二た、は振がい
同に、期たお払發でじ用該算人す該十金前記替源て
じおそが金い期行きたを非式でる國を額記録口泉、
。いの銀額てを日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
。て翌行を、支後。額け住よるがをじらのれ簿収の
規當休支次払の
定業業払の期各
を所又算合居行金該式ものれ子

十九十八
二十
ト者入払元利象
九札場利回國債
返期日参所金支
の

単れ
日本利た各發
利回行對象國債の平均値の

(別表)

利
象
回
債
の

財務大臣から通知を受けた者

行對象國債の平均値の

利
象
回
債
の

利 一第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 回第十付 回二年国 百庫 八債 十券	利 七第十付 回二年国 百庫 七債 十券	利 六第十付 回二年国 百庫 七債 十券	利 回第十付 回二年国 百庫 七債 十券	利 四第十付 回二年国 百庫 六債 十券	利 三第十付 回二年国 百庫 六十 券	名 称 及 び 記 号
二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 六 %	一 ・ 六 %	一 ・ 三 %	一 ・ 五 %	一 ・ 六 %	利 率 (年)
日年平 六成 月二 二十 十八	日年平 六成 月二 二十 十八	日年平 三成 月二 二十 十八	十年平 日十成 月二 月十 二七	日年平 六成 月二 二十 二十七	日年平 九成 月二 二十 十六	日年平 九成 月二 二十 十六	償 還 期 限
億四 円百 四 四十 四	億二 円百 四 十五	百 三十 億 円	十八 億 円	三 十七 億 円	三 十七 億 円	円百八 十九 億 額	(発 額 面 行 金 額)

利 第二付 六十国 十年庫 四~債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 三~債 回券)	利 第二付 六十国 十年庫 二~債 回券)	利 第二付 四十国 十年庫 六~債 回券)	利 第二付 三十国 十年庫 四~債 回券)	利 第二付 三十国 十年庫 回~債 回券)	利 第二付 二十国 十年庫 八~債 回券)	利 三第十付 回二年國 ~百~庫 八債 券)
一 · 九 %	一 · 八 %	○ · 八 %	二 · 二 %	三 · 五 %	三 · 七 %	五 · ○ %	一 · 八 %
日年平 九成 月三 二十 十五	日年平 六成 月三 二十 十五	日年平 六成 月三 二十 十五	二年平 日六成 月三 二十 十二	日年平 三成 月二 二十 十九	一年平 日九成 月二 二十 十七	日年平 三成 月二 二十 十七	日年平 九成 月二 二十 十八
十二 億 円	二 百 億 円	九 十 億 円	八 億 円	二 億 円	二 十六 億 円	一 億 円	五 十八 億 円